No.６

熊財発第２０２号
令和５年８月２８日

熊谷市議会議長
須　永　宣　延　様

熊谷市長　小　林　哲　也

令和４年度健全化判断比率等の状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づき、令和４年度健全化判断比率等の状況について、別紙のとおり報告いたします。

令和4年度　健全化判断比率等の状況

（単位：%）

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
熊谷市の比率	ー	ー	-1.0	ー

早期健全化基準	11.42	16.42	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

（健全化判断比率の概要）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を報告するものです。
上記健全化判断比率のうちのいずれかが、早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととなっています。同様に、財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないこととなっています。
本市においては、いずれの数値も基準を下回っており、本法律による計画策定には該当いたしません。

（健全化判断比率の説明）

①実質赤字比率：一般会計等の歳入総額から歳出総額を差し引いた赤字額の財政規模に対する割合
（赤字でない場合、「ー」となる。）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

②連結実質赤字比率：一般会計等に加えて特別会計等も連結した実質赤字比率
（赤字でない場合、「ー」となる。）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率：財政規模に対し、どの程度を地方債の返済に充てているかを表す指標

$$\text{実質公債費比率（３か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模　－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

④将来負担比率：財政規模に対し一般会計の将来負担がどの程度になっているかを表す指標
（比率が算定されない場合、「ー」となる。）

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額　－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模　－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（公営企業会計に係る資金不足比率について）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業会計に係る資金不足比率を報告するものです。下記資金不足比率のうちいずれかが、経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととなっています。なお、公営企業とは地方公共団体が経営する事業で、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入で賄うものをさし、本市においては下記の特別会計等となります。
本市が経営する公営企業においては、いずれも資金不足比率は「-」（資金不足なし）となります。

（単位：%）

特別会計等の名称	資金不足比率
熊谷都市計画事業 土地区画整理事業特別会計	―
農業集落排水事業特別会計	―
水道事業会計	―
下水道事業会計	―

経営健全化基準	20.00

（資金不足比率の説明）

資金不足比率：公営企業ごとに算定した資金の不足額の、事業の規模に対する割合
（資金不足がない場合、「－」となる。）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$